⑵　申請書の提出方法　定期の申請にあっては、２⑴においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、入手したパスワードを入力して送信するものとする。また、建設工事の申請については、添付書類として以下に掲げる①の二のトをインターネットの申請画面から送信する。測量・建設コンサルタント等業務の申請については、添付書類として以下に掲げる②の二のニ、ホ、ヘ、ト（電子納税証明書の送付でも可）及び添付書類等届出書を次の送付先に書留郵便にて郵送する。

インターネット一元受付ヘルプデスク

【建設工事】

電話番号　082―553―9149

【測量・建設コンサルタント等業務】

電話番号　022―397―9558

ＦＡＸ番号　022―397―9568

送付先　〒980―0811 宮城県仙台市青葉区一番町４－７―17ＳＳ．仙台ビル２階

共同企業体に関する申請等及び随時の申請については、別記１に掲げるいずれかの部局長に、次の①及び②の申請書等の関係書類を持参又は郵送（書留郵便とする）により提出すること。

なお、提出の際、参加を希望する部局（地区）を選択することにより、その選択した部局（地区）の部局長にも提出したものとみなして扱う。

①　建設工事に係るもの

一　申請書

二　添付書類

イ　営業所一覧表

ロ　工事経歴書（提出は任意とする。）

ハ　建設共同企業体協定書の写し（建設共同企業体として申請する者に限る。）

ニ　総合評定値通知書等の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定するもので申請日から直近のものであり、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書等の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書等の写しをそれぞれ提出する。

ホ　建設業許可申請書の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第２条第１号に定める様式第１号（別紙を含む。）で、申請日から直近のもの）

ヘ　共同企業体等調書（共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する者に限る。）

ト　納税証明書の写し（直前１年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書（個人にあっては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第９号書式その３又はその３の２、法人にあっては、その３又はその３の３。ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類）

チ　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）

②　測量・建設コンサルタント等業務に係るもの

一　申請書

二　添付書類

イ　測量等実績調書

ロ　技術者経歴書

ハ　営業所一覧表

ニ　登記事項証明書又はその写し（法人の場合に限る。）

ホ　登録証明書等又はその写し

ヘ　財務諸表類（直前１年の各事業（営業）年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（個人の場合にあっては、これらに類する書類））

ト　納税証明書の写し（直前１年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書（個人にあっては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第９号書式その３又はその３の２、法人にあっては、その３又はその３の３。ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されてないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類）

チ　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）

⑶　その他

①　⑵に掲げる諸証明書については、複写機等による写しをもって代えることができる。

②　⑵に掲げる添付書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認できる他の書類をもって代えることができる。

③　申請書類は、日本語で記載するものとする。また、添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付する。

④　申請書類の金額表示が外国貨幣額の場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載する。

４　競争に参加することができない者及び競争に参加させないことができる者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑷　申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

５　競争参加者の資格及びその審査

⑴　建設工事契約についての資格、資格審査事項及び資格の等級の決定方法

①　資格　予定価格の金額に応じ、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項別表第一に規定する建設工事の種類ごとに、別記３の⑴及び⑵におけるそれぞれの①のとおり区分して資格を定める。

②　資格の審査事項　①の資格についての審査は、次に掲げる事項について行う。

一　年間平均完成工事高

二　経営規模

イ　自己資本額

ロ　利益額

三　経営状況

イ　純支払利息比率

ロ　負債回転期間

ハ　総資本売上総利益率

ニ　売上高経常利益率

ホ　自己資本対固定資産比率

ヘ　自己資本比率

ト　営業キャッシュフロー（絶対額）

チ　利益剰余金（絶対額）